土浦市歴史的風致形成建造物　指定台帳

指定番号	第１号	名称	土浦城址歴史的建造物
指定年月日	令和６年１２月２５日	所在地	土浦市中央一丁目 13
所有者氏名	土浦市長	所有者住所	土浦市大和町９－１
建築年代	江戸時代	規模・構造	櫓門、霞門、土塀、 東櫓、西櫓、旧前川口門
特徴等	土浦城は、桜川河口の三角州上の標高約２ｍの低地に位置する平城で、室町時代の永享年間(1429～1441)に築城されたといわれており、江戸時代前期に概ね城郭として整備され、天和２年～貞享４年（1682～1686）に甲州流軍学に基づく改修が行われている。 現在は本丸及び二ノ丸の大半は「亀城公園」として利用されている。園内に築造当初からの櫓門・霞門が現存するとともに、旧前川口門が移築され、東櫓・西櫓及び本丸土塀の一部が平成になって復元された。 霞門を含んだ二の丸までが、「土浦城跡及び櫓門」として県指定史跡となっており、公園内の歴史的な建造物は市景観重要建造物第４号に指定されている。		
指定理由	土浦市歴史的風致維持向上計画で「【城下威風】城下町の祭礼等にみる歴史的風致」の風致に位置づけられており、八坂神社祇園祭の神輿渡御のルート上に位置していることなどから、歴史的風致の維持及び向上を図るために重要な建造物となっているため。		
備考	県指定史跡、市指定有形文化財、市景観重要建造物		

■写真

土浦城櫓門

土浦城霞門

土浦城土塀

土浦城東櫓

土浦城西櫓

土浦城旧前川口門
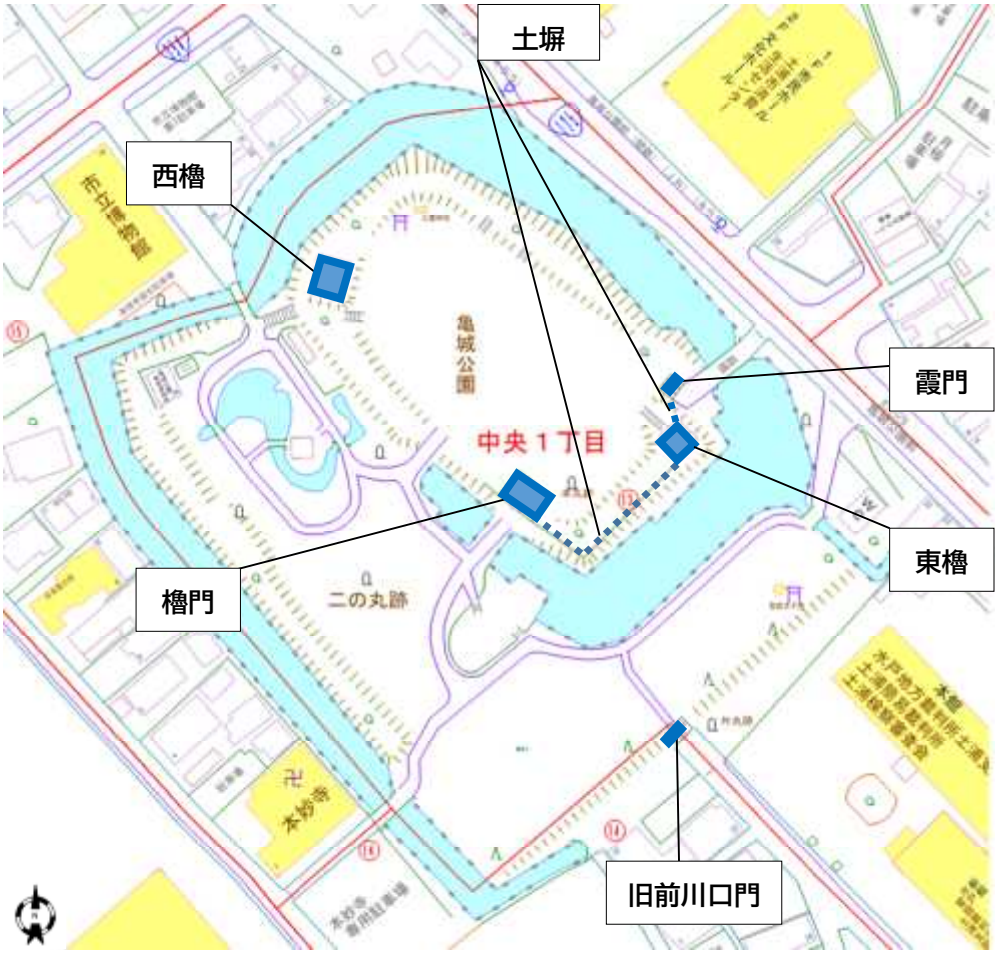
■ 位置図